



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての免許の出願	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・登録販売者試験の実施	薬 務 行 政 室
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可（2件）	〃
◎ 選挙管理委員会告示	
・個人演説会等公営施設の指定	選挙管理委員会書記室

## 告 示

### 長崎県告示第570号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。  
なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 出願事項

- 出願の年月日 令和2年7月6日
- 埋立ての出願をした者の住所氏名  
名 称 大村市  
所 在 地 長崎県大村市玖島1丁目25番地  
代表者氏名 大村市長 園田 裕史  
代表者住所 長崎県大村市玖島1丁目25番地
- 埋立ての区域  
ア 位置 長崎県大村市久原1丁目51番10、50番1に隣接する市道、その市道と市道に隣接する白地に隣接する防波堤の地先公有水面  
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）  
ウ 面積 43.34平方メートル
- 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位置 長崎県大村市久原1丁目51番10、50番1に隣接する市道、その市道に隣接する白地、その市道と白地に隣接する防波堤の各地内及びこれらの地先公有水面  
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 1,560.01平方メートル

(5) 埋立地の用途 海岸保全施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県諫早市永昌東町25番地8号 長崎県県央振興局

長崎県大村市玖島1丁目25番地 大村市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

**長崎県告示第571号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

雲仙市国見町神代丁字上野772の1・775の1・775の4・字灰木782の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

土地改良事業用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

雲仙市国見町神代丁字灰木782の4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第572号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 津和崎立串線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町津和崎郷字立瀬588番139地先から 南松浦郡新上五島町津和崎郷字立瀬588番152地先まで	前	9.5~15.5	18.2	
	後	15.5~17.5	18.2	

**長崎県告示第573号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

## 1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和2年7月30日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県島原市船泊町丁3292番1に隣接する水路から丁3287番2に隣接する水路に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

308.90平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県島原市秩父ヶ浦町丁3521番46に隣接する水路、船泊町丁3293番8に隣接する水路、丁3293番8、丁3292番1、丁3289番1、丁3290番2、丁3290番2に隣接する道路、丁3288番1、丁3287番2、丁3287番2に隣接する水路、丁3282番5に隣接する道路の各地内並びに秩父ヶ浦丁3521番46に隣接する水路から船泊町丁3282番5に隣接する道路に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

5,737.19平方メートル

(5) 埋立地の用途

海岸保全施設用地

## 2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県島原市城内1丁目1205番

長崎県島原振興局建設部

ウ 長崎県島原市上の町537番地

島原市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

### 長崎県告示第574号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課、長崎県北興局建設部及び長崎県北振興局田平土木維持管理事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称		屋東		
所在地	市町名	大字	字	地番
		平戸市	大島村大根坂	屋東

## 公 告

### 登録販売者試験の実施（公告）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和2年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 試験について

##### (1) 期日

令和2年12月13日（日） 10時30分から16時00分まで

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験延期または中止の可能性があります。

##### (2) 場所

長崎市 その他

※実施場所については、受験者数等の状況により決定します。決定次第、県ホームページにて公表するとともに受験申請者には個別にお知らせします。

##### (3) 試験項目

試験は、午前及び午後の各2時間とし、以下の項目について行う。

##### ア 午前（10時30分から12時30分まで）

㍿ 医薬品に共通する特性と基本的な知識

㍿ 人体の働きと医薬品

㍿ 医薬品の適正使用・安全対策

##### イ 午後（14時00分から16時00分まで）

㍿ 主な医薬品とその作用

㍿ 薬事関係法規・制度

#### 2 受験申請手続

##### (1) 提出書類

ア 受験申請書

イ 写真票

写真（縦4.0センチメートル 横3.0センチメートル、正面で、無帽、上半身、6か月以内撮影のもの）を貼付すること。

##### (2) 申請手数料

13,000円（長崎県収入証紙による。受験申請書に貼付すること。）

※原則、申請後の手数料は返還しません。

##### (3) 提出先及び提出部数

長崎市、佐世保市及び県外に居住する申請者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570 長崎市尾上町3-1）に、その他に居住する申請者は、最寄りの県立保健所に各1部を提出のこと。

##### (4) 申請書等の提出期間

令和2年8月31日（月）から令和2年9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。なお、郵送の場合は、令和2年9月11日付けの消印のあるものは有効とする。

#### 3 合格発表

##### (1) 発表日時

令和3年1月20日（水）10時00分

(2) 発表方法

合格者の受験番号を県庁エントランスロビーに掲示するとともに、長崎県ホームページに掲載する。なお、電話による可否の照会は受け付けない。

(3) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書を受験申請書記載の住所へ郵送する。

4 その他

(1) 詳細については、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。

(2) 受験申請書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号、A4サイズが入る大きさ）に請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封のうえ、請求すること。外封筒の表書きには「登録販売者試験受験申請書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内に在住、在勤または在学している方以外の受験は控えてください。また、登録販売者試験は、各都道府県で実施していますので、在住、在勤または在学している都道府県が実施する試験を受験してください。

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三会原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
林 田 俊 秀	島原市出平町甲593番地	林 田 俊 秀	島原市出平町甲593番地
上 田 和 徳	島原市油堀町丙834番地2	堀 川 好 清	島原市油堀町乙819番地
堀 川 好 清	島原市油堀町乙819番地	上 田 和 徳	島原市油堀町丙834番地2
酒 井 政 和	島原市原口町丙968番地	松 本 勝 英	島原市出の川町甲1660番地
山 口 豊	島原市広高野町甲1054番地1	松 本 隆	島原市有明町大三東戊2780番地
吉 永 初 義	島原市津吹町乙1353番地	早 田 正 剛	島原市亀の甲町乙1802番地
松 本 勝 英	島原市出の川町甲1660番地	山 口 豊	島原市広高野町甲1054番地1
竹 田 誠	島原市有明町大三東甲1136番地	伊 藤 喜久男	南島原市西有家町須川1059番地3
本 多 寿 弘	島原市中原町乙1877番地		
森 宏 伸	島原市柏野町3238番地7		
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
坂 本 英 泰	島原市大手原町甲2091番地	田 浦 秀 喜	島原市大手原町甲2089・2090合併

本 多 忠 春	島原市津吹町丙2371番地 2	本 多 良 信	島原市津吹町丙2370番地
松 本 政 彦	島原市長貫町丙1907番地 1	松 本 政 彦	島原市長貫町丙1907番地 1

### 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山畑土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
永 江 正 己	雲仙市小浜町金浜1472番地 5	北 尾 満 好	雲仙市小浜町金浜1479番地
北 尾 豊 作	雲仙市小浜町金浜948番地	北 尾 豊 作	雲仙市小浜町金浜948番地
金 子 義 彦	雲仙市小浜町山畑846番地	金 子 義 彦	雲仙市小浜町山畑846番地
松 永 実	雲仙市小浜町山畑1747番地	松 尾 栄太郎	雲仙市小浜町山畑1614番地
柳 井 良 秀	雲仙市小浜町山畑3112番地	松 永 一	雲仙市小浜町山畑3314番地 1
馬 場 秀 夫	雲仙市小浜町山畑345番地 6	馬 場 秀 夫	雲仙市小浜町山畑345番地 6
中 村 惣	雲仙市小浜町山畑1272番地	藤 本 幸 雄	雲仙市小浜町山畑1293番地
笹 田 康 彦	雲仙市小浜町飛子1194番地	宅 島 文 雄	雲仙市小浜町飛子564番地
松 島 幸 治	雲仙市小浜町飛子3442番地	笹 田 忠 夫	雲仙市小浜町飛子1884番地
宅 島 喜 芳	雲仙市小浜町飛子3512番地 2	松 島 幸 治	雲仙市小浜町飛子3442番地
森 崎 正	雲仙市小浜町飛子1792番地 1	直 塚 龍 也	雲仙市小浜町飛子3498番地 2
奥 村 正 勝	雲仙市小浜町飛子3135番地	川 上 富 男	雲仙市小浜町飛子1768番地
宅 島 精 一	雲仙市小浜町飛子3036番地 7	奥 村 正 勝	雲仙市小浜町飛子3135番地
		宅 島 精 一	雲仙市小浜町飛子3036番地 7
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
直 塚 龍 也	雲仙市小浜町飛子3498番地 2	井 出 真 吾	雲仙市小浜町飛子3520番地第 2
森 崎 清 太	雲仙市小浜町山畑3138番地	荒 木 悦 朗	雲仙市小浜町山畑644番地

宅 島 良 則	雲仙市小浜町南本町262番地10	松 島 昭 廣	雲仙市小浜町飛子3440番地
---------	------------------	---------	----------------

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月24日総代会議決）を認可した。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 三会原土地改良区

認可年月日 令和2年8月7日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年5月29日総会議決）を認可した。

令和2年8月21日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 相浦土地改良区

認可年月日 令和2年8月11日

**選挙管理委員会告示****長崎県選挙管理委員会告示第9号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長崎市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和2年8月21日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
長崎市蚊焼地区ふれあいセンター 第1研修室	長崎市蚊焼町3020番地1	令和2年7月1日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト